

天童市立成生小学校いじめ防止基本方針（概要版）

天童市立成生小学校

1 基本理念

- いじめは全ての子供に関係する問題であり、どの子供にも生じうるという認識のもと、いじめ防止等の対策は、全ての子供が安心して学校生活を送り、様々な活動に充分に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- 全ての子供がいじめを行わず、全ての子供がいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて子供たちの理解を深め、子供集団の人権意識を高めるようにする。
- いじめを受けた子供の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、家庭、地域及び関係機関等がそれぞれの責務や役割を自覚し、広く社会全体でいじめの問題に真剣に取り組むようにする。
- 学校、家庭、地域及び関係機関等が主体的かつ相互に協力しながら活動し、子供に自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚させ、「いじめは絶対しない、絶対させない」社会の実現に努める。

2 いじめの定義と態様

※定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※いじめにあたる行為

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・いじめを見て見ぬふりをさせる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせた場合 等

3 いじめ防止等の取組

「天童市立成生小学校いじめ防止基本方針」にのっとり行う

- ① いじめ防止等の対策のための組織設置・関係機関との連携
- ② 未然防止のための取組
- ③ 早期発見の在り方
- ④ いじめに対する措置（早期対応・組織対応等）
- ⑤ ネットいじめへの対応
- ⑥ 重大事態への対処
- ⑦ 点検・評価・見直し

4 いじめ防止対策推進法から

① 学校の責務（第8条の要約）

学校の教職員は、関係者と連携し、いじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめを受けている児童がいれば適切・迅速に対処する責務がある。

② 保護者の責務（第9条の要約）

- ・保護する子供がいじめを行うことのないよう、必要な指導に努める。
- ・保護する子供がいじめを受けた場合、適切にいじめから保護する。
- ・保護者は、国や学校が行ういじめ防止の対策に協力するように努める。

（改訂：令和4年4月1日）

いじめの防止等の取組

天童市立成生小学校

■未然防止■ <学校と市教委・家庭・地域と連携> いじめ防止に係る関係組織・機関との連携 1 天童市 天のわらべ 輝く「いのち」育みプロジェクト 2 いのちの教育の推進（PTAとの連携） 3 子供理解に基づくきめ細かな教育の推進 4 自己指導力を育てる生徒指導（自己理解・他者理解） 5 道徳教育の充実 6 児童会活動による積極的推進 R7 年度天童市の重点 ○スクールソーシャルワーカー配置 ○学級集団アセスメント ○支援員の配置 児童会目標 「達成感を得て 笑顔いっぱい」 やりきる メリハリ 思やり 保護者（PTA）と連携 ○あいさつ運動の推進 ○メディコントロール ○PTA研修会 ○PTAだよりの発行 地域・関係機関との連携 ○見守り隊の活動 ○情報の発信と収集 ○地域行事への参加 ○関係機関との連携	■早期発見■ <いじめに気付き 見逃さない> 小さな兆候であっても、見逃さず、早い段階からの確な関わりをもち、積極的にいじめを認知し、組織で対応 1 子供が相談しやすい環境づくり いじめを見逃さない学級経営や信頼関係づくり ・連絡帳やノート等の活用 ・児童との個別面談やアンケートの実施 ・相談窓口の設置と周知（学校内外） 2 教職員間及び学校・家庭・地域間での情報の共有化 ・日常的に学校内での情報共有 ・保護者との個別面談やアンケートの実施 ・地域からの情報を積極的に受信 3 インターネット等の情報の収集 ・情報の収集、専門機関との連携	■適切で迅速な対応■ <組織で対応> いじめを受けた児童の「いのちと安全」を確保し、いじめられた子を徹底して守る いじめを認知した場合、躊躇なくいじめ防止対策推進委員会（いじめ対策委員会）に報告し、以下の流れを迅速に実施 1 正確な実態把握（その日のうちに） 2 指導体制・方針の決定 3 子供への指導・支援 4 家庭との連携（連絡、相談） 5 具体的な対応の開始 ○ いじめ対策委員会を招集 ○ いじめられた子供を徹底して守る ○ 守る体制を整備（登下校、休み時間、清掃時間、放課後など）
---	---	--

■ネット上のいじめへの対応■ <ネット上のいじめ未然防止と適切な対応> 1 ネット上のいじめの実態を知る 2 ネット上のいじめの未然防止 3 早期発見、早期対応 ・研修会の実施 ・学校・家庭との連携 ・HPの管理 ・削除依頼 ・児童への情報モラル指導 ・情報の収集 ・情報収集・相談体制整備 ・関係機関との連携	■重大事態への対応■ <生命・心身・財産の重大な被害があった場合> 1 事態発生の際は直ちに市教委・市長へ報告 生命財産の被害は警察に通報 2 必要な調査を迅速に実施 主体は市教育委員会若しくは学校 3 人権を保護しながら法に則り情報を提供 4 校内の連絡・報告体制は「学校緊急対応マニュアル」による 5 市教育委員会からの支援を受けて対応
--	--

令和7年度 年間活動計画			■点検・評価、見直し■ 1 県が行う点検・評価の実施と報告 2 学校が行う学校評価の実施 3 いじめ防止基本方針の見直し
1 学期 4 月 保護者希望面談 6 月 hyperQU・いじめアンケート 学級懇談会 児童個別面談	子供を語る会（毎週実施） 2 学期 9・10 月 保護者面談 10 月 hyper-QU 11 月 いじめアンケート・児童個別面談	3 学期 1 月 学校評価まとめ 2 月 学級懇談会 3 月 いじめ対応総括評価	

（改訂：令和7年4月1日）